

第4号

平成29年10月発行 所沢市街づくり計画部 都 市 計 画 課

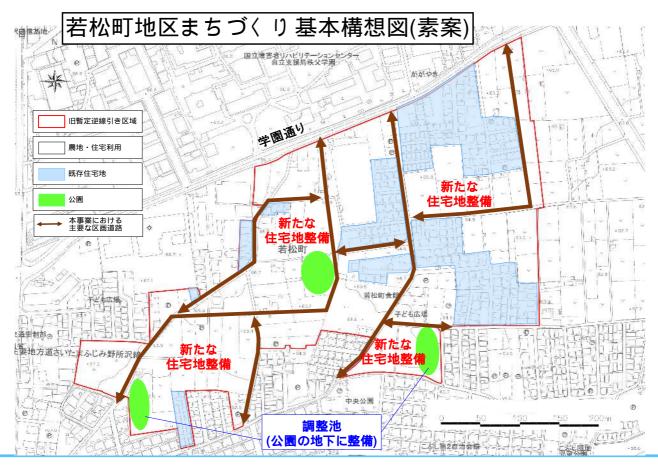
全体説明会を開催しました

紅葉の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

去る10月15日(日)及び20日(金)に若松町地区全体説明会を 開催しましたところ、合計55名(15日・33名、20日・22名)の 方に御出席頂きありがとうございました。

今回の説明会では、若松町地区の現状と課題を確認し、課題解決に向けた、まちづくり基本構想図(素案)を作成し、皆様に、まちづくりの方向性をお示ししました。その中で、既に基盤整備され市街化している区域(既存住宅地)は土地区画整理事業から除き、土地区画整理事業の実施を予定していることを御報告致しました。

今後は、土地区画整理事業の実施に向けて、「若松町地区街づくり発起人会」や、皆様の御意見、御要望をお聞きしながら、若松町地区まちづくり基本構想図を作り上げていきたいと考えておりますので、御協力お願いいたします。



若松町地区 全体説明会質疑応答

- Q 発起人会のメンバーを教えてほしい。
- A 若松町地区に土地を所有されている7名です。 小畑和也様 鈴木秀次様 冨田征弘様 中野健治様 三上浩二様 森田彰様 森田利司様
- Q 土地区画整理事業区域に入らない既存住宅地の税金はど うなるのか。
- A 土地区画整理事業区域外となる既存住宅地は、減歩されたり、清算金が発生したりする事はありませんが、土地区画整理事業の認可とともに、市街化区域に編入されることから、都市計画税が導入されます。また、土地区画整理事業により、周辺の環境が整備されますので、土地の価格の上昇による固定資産税の上昇が予測されます。なお、詳細については所沢市のHPにて事例を紹介していますので参考にして下さい。

所沢市 H P・くらし 税金 固定資産税 北秋津・上安松地区に関する都市 計画変更に伴う固定資産税・都市計画税について

(https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/zeikin/koteishi sanzei/kitaakitusigaika.html)

- 御意見 大きな車両が入ってこないことや、通過交通がないことから現状の狭い道路 のままで良い。
- 御意見 まちづくり基本構想図(素案)では主要道路だけ記載しているので、早く詳細 な道路計画が見たい。
- 御意見 既存住宅地の方は、市街化区域になることで、少し負担が出てくると思うが、土地区画整理事業によって、街全体が整備されるので是非進めてもらいたいと思っている。

お問い合せ先

この「街づくり通信」は、若松町地内の「旧暫定逆線引き地区」に土地を所有されている皆様に街づくりの進捗状況をお知らせするものです。

「街づくり」について、御意見、御意向がございましたら、下記まで御連絡下さい。



所沢市 街づくり計画部 都市計画課 土地利用推進室 〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 高層棟5階

TEL:04-2998-9192 FAX:04-2998-9163

TOKOROZAWA 担当:吉田·岩田